

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章～第五章 (略)

第六章 有料放送

第一節 通則（第一百七十一條の二）

第二節 有料放送事業者（第一百七十二条～第一百七十五条の五）

第三節 有料放送管理業務（第一百七十六条～第一百八十二条）

第七章～第九章 (略)

附則

(定義)

第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～九 (略)

十 削除

十一～十四 (略)

第六章 有料放送

現 行

目次

第一章～第五章 (略)

第六章 有料放送

第一節 有料放送事業者（第一百七十二条～第一百七十五条）

第二節 有料放送管理業務（第一百七十六条～第一百八十二条）

第七章～第九章 (略)

附則

(定義)

第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～九 (略)

十 「国内受信者」とは、法第一百四十七条第一項に規定する国内受信者をいう。

十一～十四 (略)

第六章 有料放送

(定義)

第一百七十二条 この章の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「国内受信者」とは、法第二百四十七条第一項に規定する国内受信者をいう。
- 二 「国内受信者等」とは、国内受信者及び有料放送の役務の提供を受けようとする者をいう。
- 三 「有料放送役務提供契約」とは、有料放送の役務の提供に関する契約をいう。
- 四 「媒介等」とは、法第二百五十条に規定する媒介等をいう。
- 五 「媒介等業務」とは、媒介等の業務及びこれに付随する業務をいう。
- 六 「媒介等業務受託者」とは、法第二百五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。
- 七 「提供条件概要説明」とは、法第二百五十条に規定する有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明をいう。
- 八 「契約書面」とは、法第二百五十条の二第一項の規定により有料放送役務提供契約が成立したときに作成する書面をいう。
- 九 「書面解除」とは、法第二百五十条の三第一項の規定による有料放送役務提供契約の書面による解除をいう。
- 十 「不実告知後書面」とは、法第二百五十条の三第一項括弧書に規定する書面をいう。
- 十一 「媒介等業務適正化措置」とは、法第二百五十二条の三の規定

に基づき講ずべき措置をいう。

-
- 十二 「有料放送管理業務」とは、法第二百五十二条第一項に規定する有料放送管理業務をいう。
 - 十三 「有料放送管理事業者」とは、法第二百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。
 - 十四 「有料放送管理事業者等」とは、有料放送管理事業者その他の有料放送管理業務を行う者をいう。
 - 十五 「変更・更新契約」とは、既に締結されている有料放送役務提供契約の一部の変更又は当該有料放送役務提供契約の更新を内容とする契約をいう。
 - 十六 「既契約」とは、前号の既に締結されている有料放送役務提供契約をいう。
 - 十七 「期間制限・違約金付自動更新契約」とは、既契約のうち、国内受信者から更新しない旨の申出がない限り更新されるものに係る当該更新後の変更・更新契約であつて、次のいずれにも該当するものをいう。
 - イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があること。
 - ロ イの期間の制限に反した場合における違約金の定めがあること。
 - 十八 「都度契約」とは、国内受信者が有料放送の役務の提供を受けようとする都度、締結することとなる契約をいう。
 - 十九 「法人契約」とは、法人その他の団体である国内受信者との営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的と

しない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約）をいう。

二十一 「付随契約」とは、第百七十五条の二第一項に規定する対象契約（以下この号及び第二十九号において「対象契約」という。）に付随して締結される契約（当該対象契約を締結する有料放送事業者が締結又はその媒介等をするものに限る。）をいう。

二十二 「特定解除契約」とは、付随契約であつて、書面解除に伴い解除されないものをいう。

二十三 「説明事項」とは、提供条件概要説明を行うべき事項をいう。

二十四 「基本説明事項」とは、説明事項のうち、第百七十五条第一項及び第二項の規定に係るもの to いう。

二十五 「説明書面」とは、説明事項を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。）をいう。

二十六 「基本記載事項」とは、契約書面に記載すべき事項のうち、第百七十五条の二第一項から第三項までの規定に係るもの to いう。

二十七 「記載事項」とは、契約書面に記載すべき事項のうち、第百七十五条の二第一項から第四項までの規定に係るもの to いう。

二十八 「記載事項等」とは、記載事項又は第百七十五条の二第五項の規定により記載すべき閲覧情報をいう。

二十九 「契約特定情報」とは、対象契約の成立の年月日、国内受信者の氏名又は名称及び住所その他の当該対象契約を特定するに足りる事項をいう。

三十 「注記事項」とは、記載事項を十分に読むべき旨並びに令第七条第一項に規定する電磁的方法の種類及び内容をいう。

三十一 「連絡先等」とは、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては受付の時間帯を含む。）をいう。

三十二 「軽微変更」とは、国内受信者の住所の変更その他これに準ずる契約内容の軽微な変更であつて国内受信者の利益の保護のため支障を生ずることがないものをいう。

三十三 「台数別料金」とは、有料放送を受信することのできる受信設備の数ごとに設定する料金をいう。

三十四 「番組別料金」とは、視聴する放送番組の別ごとに設定する料金（二以上の放送番組の組み合わせにより料金を設定する場合にあつては、当該放送番組の組み合わせの別ごとに設定する料金）をいう。

三十五 「番組名」とは、視聴する放送番組の名称（二以上の放送番組の組み合わせについて名称を付する場合における当該名称を含む。）をいう。

三十六 「有償継続役務」とは、有償で継続して提供される役務（商品を継続して供給することを内容とする場合を含む。）をいう。

三十七 「契約約款等」とは、有料基幹放送契約約款その他の有料

放送の役務に関する料金その他の提供条件を定めるものをいう。

第二節 有料放送事業者

第一節 有料放送事業者

(有料放送業務の休廃止に関する周知)

第一百七十四条 法第百四十九条の規定により周知させるときは、都度契約に係る有料放送の役務を提供する業務の休止又は廃止する場合を除き、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、有料放送の役務を提供する業務を休止し、又は廃止しようととする旨を知れたる国内受信者に対して適切に周知させなければならぬ。

一～四 (略)

五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて国内受信者の閲覧に供する方法であつて、当該国内受信者が休止し、又は廃止しようとする有料放送の役務の提供を受ける際に当該情報が表示されることとなるもの

(提供条件の説明)

(有料放送業務の休廃止に関する周知)

第一百七十四条 法第百四十九条の規定により周知させるときは、有料放送の国内受信者が有料放送の役務の提供を受けようとする都度、当該有料放送の提供に関する契約を締結することとなる有料放送の役務を提供する業務の休止又は廃止する場合を除き、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、有料放送の役務を提供する業務を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる有料放送の国内受信者に対して適切に周知させなければならない。

一～四 (略)

五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて有料放送の国内受信者の閲覧に供する方法であつて、有料放送の国内受信者が休止し、又は廃止しようとする有料放送の役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

(提供条件の説明)

第一百七十五条 法第百五十条に規定する説明は、次項各号に掲げる事項（以下この項において「説明事項」という。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。第六号において同じ。）を交付して行わなければならない。ただし、有料放送の役務

の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方針によることができる。

- 一 電子メールを送信する方法であつて、有料放送の役務の提供を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- 二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて有料放送の役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- 三 有料放送の役務の提供を受けようとする者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイル（以下この号において「申込者ファイル」という。）に記録された説明事項を電気通信回線を通じて有料放送の役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付するもの又は申込者ファイルへの記録がされた説明事項を、当該申込者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、若しくは改変できないもの
- 四 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明事項を記録したものを受け付ける方法
- 五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法
- 六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、

第一百七十五条 提供条件概要説明は、有料放送役務提供契約の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（付加的な機能に係るもの除去。）について行わなければならぬ。

一 有料放送事業者に係る次に掲げる事項

イ 氏名又は名称
ロ 苦情及び問合せの連絡先等

二 媒介等業務受託者が有料放送役務提供契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該媒介等業務受託者に係る前号イ及びロ（有料放送事業者が当該媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあつては、同号ロを除く。）に掲げる事項

三 提供される有料放送の役務の内容（次に掲げる事項を含む。）

イ 名称
ロ 提供を受けることができる場所

2| 説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限る。）

法第百五十条に規定する有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

一 有料放送事業者の氏名又は名称

二 有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「代理等」という。）を業として行う者（以下「契約代理業者」という。）が当該有料放送の役務の提供に関する契約の代理等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約代理業者の氏名又は名称

三 有料放送事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯

四 契約代理業者にあつては、当該契約代理業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯（有料放送事業者が、当該契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）

五 提供される有料放送の役務の内容（名称及び提供を受けることができる場所並びに災害放送に係る制限、対象とする受信者層を限定するための制限その他の当該有料放送の役務の利用に関する

ハ 災害放送に係る制限がある場合には、その内容

ニ 対象とする受信者層を限定するための制限がある場合には、
その内容

ホ ハ及びニに掲げるもののほか、有料放送の役務の利用に関する制限がある場合には、その内容

四 国内受信者に適用される有料放送の役務に関する料金

五 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて国内受信者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容

六 前二号の料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件

七 国内受信者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先等（苦情及び問合せの連絡先等と同一である場合にあつては、その旨）及び方法

八 前二号に掲げる料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件

九 有料放送の役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法

六 その者に適用される、有料放送の役務の提供に関する料金
七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて有料放送の役務の提供を受ける者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容

八 国内受信者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、次に掲げる事項

十 次に掲げる事項その他の有料放送の役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容
ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の定めがあるときは、その内容

ハ 契約の変更又は解除があつた場合において有料放送の役務の提供のために有料放送事業者又は媒介等業務受託者が貸与した受信設備の返還又は引取りに要する経費を国内受信者が負担す

制限がある場合には、その内容を含む。）

る必要があるときは、その内容

二 イからハまでに掲げるもののほか、契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

九 有料放送役務提供契約が書面解除を行うことができるものである場合にあつては、書面解除に関する事項

2| 有料放送管理事業者が有料放送役務提供契約の締結の媒介等を行う場合における当該媒介等に係る提供条件概要説明については、有

料放送事業者に係る前項第一号イ及びロに掲げる事項に代えて、有料放送管理事業者に係る同号イ及びロに掲げる事項について行うことができる。この場合において、同項第二号中「媒介等業務受託者」とあるのは「媒介等業務受託者（有料放送管理事業者を除く。）」

「と、「有料放送事業者」とあるのは「有料放送管理事業者」とする。

3|
3
4|

| (略)

受ける者が負担する必要があるときは、その内容

3| 第一項の規定にかかわらず、提供条件概要説明（変更・更新契約（期間制限・違約金付自動更新契約を除く。）に係るものに限る。）は、少なくとも基本説明事項のうち変更をしようとするものについて行わなければならない。

4| 第一項の規定にかかわらず、提供条件概要説明（変更・更新契約（期間制限・違約金付自動更新契約に限る。）に係るものに限る。）は、通知により、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

一 国内受信者から更新しない旨の申出がない限り、次に掲げる定めがある契約が締結されることとなる旨

イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限の定め
ロ イの期間の制限に反した場合における違約金の定め

二 前号イの期間及び同号ロの違約金の額

三 国内受信者から更新しない旨の申出を行うための連絡先等及び方法

四 基本説明事項のうち、変更をしようとするもの

5 提供条件概要説明は、説明書面を交付して行わなければならぬ。ただし、国内受信者等が、説明書面の交付による方法に代えて、次の各号のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方針によることができる。

一 説明事項を記録した電子メールを送信する方法であつて、国内受信者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて国内受信者等の閲覧に供する方法であつて、当該国内受信者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 国内受信者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて国内受信者等の閲覧に供する方法であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該国内受信者等に交付するもの

ロ 当該ファイルへの記録がされた説明事項を、当該ファイルに

記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、又は改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて当該国内受信者等がこれを閲覧することができるようにするもの四 説明事項を記録した磁気ディスク、シードィー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を国内受信者等に交付する場合等に限る。）

6| 前各項の提供条件概要説明は、国内受信者等の知識及び経験並びに当該有料放送役務提供契約を締結する目的に照らして、当該国内受信者等に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

7| 前二項の規定は、通知により行う期間制限・違約金付自動更新契約に係る提供条件概要説明には、適用しない。

8| 法第百五十条ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該有料放送役務提供契約が、都度契約である場合
- 二 当該有料放送役務提供契約が、法人契約である場合
- 三 当該有料放送役務提供契約が変更・更新契約（期間制限・違約金付自動更新契約を除く。）であり、かつ、基本説明事項の変更（次のいずれか一以上に該当するものを除く。）が生ずるものでない場合

四 有料放送事業者からの申出による変更（料金の値上げその他

国内受信者にとつて不利となるものを除く。）

ハ 有料放送を受信することができる受信設備の数の変更及びこれに伴う台数別料金の変更（国内受信者からの申出によるものに限る。）

二 視聴する放送番組の変更（変更前の放送番組と変更後の放送番組とが同一の受信設備（有料放送を受信することのできる受信設備の数の変更を伴う場合における当該数の変更後の受信設備を含む。）により受信されるものである場合に限る。）並びにこれに伴う番組別料金及び番組名の変更（国内受信者からの申出によるものに限る。）

四 当該有料放送役務提供契約が、既に有料放送事業者と有料放送役務提供契約（以下この号において「甲契約」という。）を締結している国内受信者が、当該有料放送事業者と新たな有料放送役務提供契約（変更・更新契約を除く。以下この号において「乙契約」という。）を締結する場合（当該国内受信者からの申出により締結する場合に限る。）における当該乙契約であり、かつ、当該甲契約を既契約と、当該乙契約を変更・更新契約とみなした場合に、前号に該当する場合

五 当該有料放送役務提供契約が、既に有料放送事業者と有料放送役務提供契約（以下この号において「甲契約」という。）を締結している国内受信者が、当該有料放送事業者以外の有料放送事業者と有料放送役務提供契約（以下この号において「乙契約」という。）を締結する場合（当該国内受信者からの申出により締結す

る場合に限る。）における当該乙契約であり、かつ、当該甲契約を既契約と、当該乙契約を変更・更新契約とみなした場合に、第三号に該当する場合（当該乙契約の締結が、当該甲契約を締結した有料放送事業者又は当該甲契約の締結の媒介等をした有料放送管理事業者等による媒介等を通じてされるものである場合に限る。）

（書面の交付）

第一百七十五条の二 契約書面には、有料放送役務提供契約（以下この条において「対象契約」という。）及び付随契約の内容を明らかにするための事項であつて、次に掲げるものを記載しなければならない。

一 契約特定情報

二 基本説明事項（前条第一項第二号及び第九号に掲げる事項に係るもの）

三 基本説明事項に係る有料放送の役務に関する料金の支払の時期及び方法又はこれらの見込み

四 基本説明事項に係る有料放送の役務の提供の開始の予定時期

（当該有料放送の役務が法第百五十条の三第一項第一号に掲げるものであり、かつ、対象契約が書面解除を行うことができるものである場合にあつては、開始日又は開始を予定する日）

五 対象契約を締結した有料放送事業者が、有償継続役務であつて付加的な機能に係るものを提供し、又は付随契約（有償継続役務の提供に関するものに限る。）の締結若しくはその媒介等をした場

合は、これらの有償継続役務の内容を明らかにするための事項
(次に掲げるものを含む。)

- | | |
|--|--|
| イ
名称 | ハ
期間を限定した料金その他の経費の減免があるときは、当該減免の実施期間その他の条件 |
| ロ
料金その他の経費 | 二
国内受信者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容 |
| リ
国内受信者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先等及び方法が前条第一項第七号に掲げる事項の内容と異なる場合については、その旨並びに当該連絡先等及び方法 | 六
対象契約が書面解除を行うことができるものである場合にあつては、次に掲げる事項 |
| イ
書面解除を行うことができる旨 | ロ
書面解除を行うことができる期間 |
| ハ
イ及びロに記載した事項にかかわらず、国内受信者が、有料放送事業者又は媒介等業務受託者が法第百五十一条の二第一号の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかつた場合には、当該国内受信者が、当該有料放送事業者が交付した不実告知後書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。 | 二
書面解除を行う旨の書面の送付先その他の書面解除の標準的 |

な手順に関する事項

- ホ 法第百五十条の三第三項から第五項までの規定に関する事項
ヘ 書面解除に伴い国内受信者が支払うべき金額の算定の方法
ト 特定解除契約がある場合は、その旨及びその解除に関する事項

項

七 契約書面の内容を十分に読むべき旨

- 2) 前項の規定に基づき、有料放送事業者に係る前条第一項第一号イ及びロに掲げる事項に代えて、有料放送管理事業者に係る同号イ及びロに掲げる事項を記載する場合にあつては、電子計算機に備えられたファイルに記録された有料放送事業者に係る同号イ及びロに掲げる事項を電気通信回線を通じて閲覧するために必要な情報及び当該情報に関する説明を併せて記載しなければならない。
- 3) 前二項の規定による記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。
- 一 対象契約以外の契約（以下この号において「他の契約」という。）の締結を条件として、又は付加的な機能に係る役務の提供を条件として、期間を限定して対象契約に係る料金その他の経費（付加的な機能に係るものを除く。以下この号において同じ。）の減免がされる場合 減免の実施期間中及び当該減免の実施期間が経過した後の対象契約に係る料金その他の経費の額並びに当該他の契約又は当該役務の対価の額を含む国内受信者が支払うべき額の算定の方法が図面により示されていること。
- 二 国内受信者等を誘引するための手段として対象契約に係る有料放送の役務の提供に付随して有料放送事業者が経済上の利益を提

供する場合であつて、当該利益の提供が当該有料放送の役務に関する料金その他の経費の減免に相当するとき又は国内受信者からの申出による当該対象契約の変更若しくは解除の条件等であるとき、当該利益の内容及び当該利益の提供の条件等が明らかにされていること。

4

第一項の規定にかかわらず、契約書面（変更・更新契約に係るものに限る。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 既契約に係る契約特定情報

二 基本記載事項のうち、変更をしたもの

三 第一項第六号及び第七号に掲げる事項

5

前各項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により国内受信者が記載事項を電気通信回線を通じて閲覧することができるようにする場合は、令第七条の規定に準じて国内受信者の承諾を得て、当該記載事項に代えて、閲覧情報を記載することができる。この場合においては、注記事項を併せて記載することその他の当該閲覧情報の記載が当該記載事項の記載に代えて行われるものであることを国内受信者が確実に了知することができる措置を講じなければならない。

一 前条第五項第二号に掲げる方法。この場合において、同号中

「説明事項」とあるのは「記載事項」と、「国内受信者等」とあるのは「国内受信者」とする。

二 前条第五項第三号に掲げる方法。この場合において、同号中

「説明事項」とあるのは「記載事項」と、「国内受信者等」とあるのは「国内受信者」と、同号イ中「説明をした後、遅滞なく、説明書面を」とあるのは「当該ファイルへの記録がされた記載事

項を記載した書面を、遅滞なく、」と、同号口中「当該ファイル

に記録された日から起算して三月を経過する日までの間」とある

のは「当該国内受信者に係る有料放送役務提供契約が解除され、

又は満了した日までの間及びその日から起算して三月を経過する

日までの間（その期間中に、記載事項を記載した書面を当該国内

受信者に交付した場合にあつては、当該ファイルへの記録がされ

た日から当該交付がされた日までの間）」とする。

6| 契約書面には、日本工業規格Zハ三〇五に規定する八ポイント以

上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

7| 法第百五十条の二第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一| 対象契約が前条第八項各号のいずれかに該当する場合。この場合において、同項第三号中「変更・更新契約（期間制限・違約金付自動更新契約を除く。）」とあるのは「変更・更新契約」と、「基本説明事項」とあるのは「基本記載事項（附加的な機能に係るもの及び付随契約に係るもの）」とする。

二| 対象契約が書面解除を行うことができないものである場合であつて、提供条件概要説明に際し、又はその提供条件概要説明の後対象契約の成立の時までに、記載事項等を前各項に定めるところにより記載した書面を交付したとき又は令第七条の規定に準じて国内受信者の承諾を得て、当該記載事項等を次項に規定する方法により提供したとき。

8| 法第百五十条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるもの（国内受信者に注記事項が表示された画像を

閲覧させることその他の当該記載事項等の提供が契約書面の交付に代えて行われるものであることを国内受信者が確實に了知することができる措置を講じるものに限る。)とする。

一 記載事項等を記録した電子メールを送信する方法であつて、国

内受信者が当該電子メールの記載事項に係る記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 第五項各号に規定する方法(記載事項を当該各号のファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該国内受信者に通知し、又は当該国内受信者が当該記載事項を閲覧していたことを確認するものに限る。)

三 記載事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他
の記録媒体を交付する方法

9| 前項の規定にかかわらず、法第百五十条の二第二項に規定する情報
通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の承
諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、有料放送事業者の
使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方
法とする。

10 法第百五十条の二第三項の総務省令で定める方法は、第八項第三
号に掲げる方法とする。

(書面による解除)

第一百七十五条の三 法第百五十条の二第一項の総務省令で定める場合

は、次に掲げる場合とする。

一 前条第七項第一号に掲げる場合

二 その有料放送役務提供契約が変更・更新契約であり、かつ、料金の値上げその他国内受信者にとつて不利となる変更を含むものでない場合

三 その有料放送役務提供契約が変更・更新契約であり、かつ、基本記載事項（第一百七十五条第一項第四号、第六号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。）の内容に変更（同条第八項第三号イ又はロのいずれかに該当するものを除く。）が生ずるものでない場合

2) 不実告知後書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない場合

一 契約特定情報（変更・更新契約に係る不実告知後書面にあつては、既契約に係る契約特定情報）

二 前条第一項第二号に掲げる事項（第一百七十五条第一項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）

三 基本記載事項のうち次に掲げる事項（変更・更新契約に係る不実告知後書面にあつては、基本記載事項のうち変更をした事項）

イ 前条第一項第二号に掲げる事項（第一百七十五条第一項第三号イ、第四号及び第五号に掲げる事項に係るものに限る。）

ロ 前条第一項第五号イ及びロに掲げる事項

四 書面解除に関する事項のうち、次に掲げる事項

イ 不実告知後書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができる旨

ロ 法第一百五十条の三第三項から第五項までの規定に関する事項

ハ 前条第一項第六号ニ、ヘ及びトに掲げる事項

五 不実告知後書面の内容を十分に読むべき旨

- 3| 前条第二項及び第六項の規定は、不実告知後書面を交付する場合
について準用する。
- 4| 第二項第四号イ及びロに掲げる事項は、赤枠の中に赤字で記載し
なければならぬ。
- 5| 有料放送事業者は、不実告知後書面を国内受信者に交付した際に
は、直ちに当該国内受信者が当該不実告知後書面を見ていることを
確認した上で、第二項第四号イ及びロに掲げる事項について当該国
内受信者に告げなければならない。
- 6| 法第百五十条の三第四項の総務省令で定める額は、次に掲げる額
にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限
度とする。
- 一 書面解除までに提供された有料放送の役務及びその提供に付隨
して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が
中止されたものの対価に相当する額（次号及び第三号に規定する
費用に係るものを除く。）
- 二 当該有料放送事業者が、有料放送の役務の提供に必要な工事に
現に要した費用の額（その算定の方法をあらかじめ契約約款等に
定め、かつ、インターネットの利用その他の方により公表して
いる場合に限る。）
- 三 当該有料放送事業者が、有料放送役務提供契約の締結に現に要
した費用（前号の費用を除く。）の額（その算定の方法をあらか
じめ契約約款等に定め、かつ、インターネットの利用その他の方
法により公表している場合に限る。）

(勧誘継続行為の禁止の例外)

第一百七十五条の四 法第百五十一条の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 法人契約の締結の勧誘
- 二 軽微変更に係る勧誘

(媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第一百七十五条の五 有料放送事業者は、有料放送役務提供契約の締結の媒介等業務を媒介等業務受託者に委託する場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

- 一 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該媒介等業務が委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）されるための措置
- 二 媒介等業務の実施の状況を監督する責任者（当該媒介等業務を委託した有料放送事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合にあつては、その役員又は職員に限る。）の選任
- 三 媒介等業務の手順等に関する文書であつて、国内受信者等を誘引するための経済上の利益の内容等を明らかにすることその他の適切な誘引の手段に関する事項及び媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項その他媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための事項を記載したものを作成並びに媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者に対し、当該法令等を遵守させるため

の研修の実施等の措置

四 媒介等業務受託者における媒介等業務の実施状況を定期的に又は必要に応じて確認することにより、当該媒介等業務受託者が当該媒介等業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、媒介等業務受託者に対する必要かつ適切な監督等が行われるための措置

五 媒介等業務に係る国内受信者等からの苦情が適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

六 媒介等業務受託者が媒介等業務を適切に行うこと�이できない事態が生じた場合には、当該媒介等業務受託者による当該媒介等業務の中止、他の適切な媒介等業務受託者への当該媒介等業務の速やかな委託その他当該媒介等業務の委託に関する契約（二以上の段階にわたる委託がされた場合は、有料放送事業者及び他の媒介等業務受託者が当該委託のため締結したもの）が変更され、又は当該契約が解除される等、媒介等業務が適正かつ確実に遂行されることを確保するための措置

七 前各号の措置及び次項の規定による報告の適正かつ確実な実施のため有料放送事業者が媒介等業務の委託状況を把握するための措置

2| 有料放送事業者は、前項第六号に規定する事態が生じた場合であつて国内受信者等の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総

務大臣に報告しなければならない。

3| 前二項の規定にかかわらず、有料放送事業者が有料放送管理事業者に対し媒介等業務の委託をした場合における当該委託に係る媒介等業務適正化措置については、当該有料放送事業者は、当該有料放送管理事業者との間で、当該有料放送管理事業者が媒介等業務の委託をする場合においては媒介等業務適正化措置（前二項の規定に係るものに限る。）と同等の措置を講ずべき旨の契約を締結すれば足りる。

第三節 有料放送管理業務

第一百七十八条 法第百五十二条第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項とする。

（有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置）

第一百八十二条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。第三号において同じ。）に関し、有料放送管理事業者が媒介等業務の委託をする場合における第百七十五条の五第三項に規定する同等の措置及び次に掲げる措置を講じなければならない。

一 国内受信者等に対し、有料放送役務提供契約の相手方及び料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにする措置

第二節 有料放送管理業務

第一百七十八条 法第百五十二条第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務（同項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。）に係る有料放送事業者に関する事項とする。

（有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置）

第一百八十二条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。第三号において同じ。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 国内受信者（受信しようとする者を含む。次号において同じ。）に対し、有料放送の役務の提供に係る契約の相手方及び料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにする措置

二　国内受信者等の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置

三　（略）

2・3　（略）

二　国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置

三　（略）

2・3　（略）

附 則

（施行期日）

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年　月　日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に有料放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。以下同じ。）が提供している有料放送（法第百四十七条第一項に規定する有料放送をいう。以下同じ。）の役務であつて、その提供に関する契約（この省令による改正後の放送法施行規則（以下「新施行規則」という。）第百七十二条の二第十七号に規定する期間制限・違約金付自動更新契約に限る。）の締結又はその媒介等がされようとするときに新施行規則第百七十五条第四項に定める提供条件概要説明がされているもの以外のものについては、同条第四項及び第七項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過するまでの間、適用しない。この場合において、同条第三項及び第八項第三号中「変更・更新契約（期間制限・違約金付自動更新契約を除く。）」とあるのは「変更・更新契約」とする。

3 この省令の施行の際現に有料放送事業者が提供している有料放送の役務（平成二十七年九月末における当該有料放送の役務の国内受信者（法第百四十七条第一項に規定する国内受信者をいう。以下同じ。）の数が百万未満であるものに限る。）については、新施行規則第百七十五条の二第六項の規定は、施行日から起算して六月を経過するまでの間、適用しない。

4 国内受信者からの電話による申出によりこの省令の施行の際現に締結されている有料放送の役務の提供に関する契約の一部の変更又は当該有料放送の役務の提供に関する契約の更新をする場合においては、新施行規則第百七十五条の二第九項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

9 前項の規定にかかわらず、法第百五十条の二第二項に規定する情

9 前項の規定にかかわらず、法第百五十条の二第二項に規定する情

報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、有料放送事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法とする。

報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出（以下この項において「承諾等」といいう。）をする場合にあつては、有料放送事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法又は電話による方法であつて次に掲げる要件を満たす方法とする。

一 当該承諾等に係る有料放送役務提供契約の締結に係る国内受信者からの電話による申出の都度、前項に規定する方法により記載事項等を提供することについて、あらかじめ、当該国内受信者に説明し、了解を得ること。

二 前号の了解を得た場合において、書面（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を含む。）、電子メール又は電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて国内受信者の閲覧に供する方法により当該了解があつた旨を通知すること。

三 国内受信者が第一号の了解を取り消したときは、遅滞なく、記載事項等を記載した書面を交付すること。

○ 総務省告示第 号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百五十条の三第二項の規定に基づき、同条第一項各号の有料放送の役務を次のとおり指定する。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

1 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百五十条の三第一項第一号の規定により指定する有料放送の役務は、移動受信用地上基幹放送を契約の対象とする有料放送の役務（その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。）とする。

2 法第百五十条の三第一項第二号の規定により指定する有料放送の役務は、次に掲げるものとする。

- 一 衛星基幹放送を契約の対象とする有料放送の役務
- 二 衛星一般放送を契約の対象とする有料放送の役務
- 三 有線一般放送を契約の対象とする有料放送の役務

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。